

手数料の見直し（案）

事務の名称	砂利採取関係事務
-------	----------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。
 県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

（単位：円）

手数料の名称	単位	料金		
		改定前	改定後（案）	改定見込額
砂利採取業者登録手数料	件	13,000	<u>14,000</u>	1,000
業務主任者試験手数料	人	8,100	8,100	0
業務主任者認定手数料	人	8,400	<u>8,850</u>	450
砂利採取計画認可手数料	件	33,900	33,900	0
砂利採取計画変更認可手数料	件	15,000	15,000	0